平成十二年政令第百三十八号

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令

内閣は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成十一年法律第八十六号)第二条第二項、第三項、第五項及び第六項並びに第二十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

(第一種指定化学物質)

第一条 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(以下「法」という。) 第二条第二項の第一種指定化 学物質は、別表第一のとおりとする。

(第二種指定化学物質)

- 第二条 法第二条第三項の第二種指定化学物質は、別表第二のとおりとする。 (業種)
- 第三条 法第二条第五項の政令で定める業種は、次のとおりとする。
 - 一 金属鉱業
 - 二 原油及び天然ガス鉱業
 - 三 製造業
 - 四 電気業
 - 五 ガス業
 - 六 熱供給業
 - 七 下水道業
 - 八 鉄道業
 - 九 倉庫業 (農作物を保管するもの又は貯蔵タンクにより気体若しくは液体を貯蔵するものに限る。)
 - 十 石油卸売業
 - 十一 鉄スクラップ卸売業 (自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収し、又は自動車の車体に装着された自動車用エアコンディショナーを取り外すものに限る。)
 - 十二 自動車卸売業(自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収するものに限る。)
 - 十三 燃料小売業
 - 十四 洗濯業
 - 十五 写真業
 - 十六 自動車整備業
 - 十七 機械修理業
 - 十八 商品検査業
 - 十九 計量証明業 (一般計量証明業を除く。)
 - 二十 一般廃棄物処理業 (ごみ処分業に限る。)
 - 二十一 産業廃棄物処分業(特別管理産業廃棄物処分業を含む。)
 - 二十二 医療業
 - 二十三 高等教育機関(附属施設を含み、人文科学のみに係るものを除く。)
 - 二十四 自然科学研究所
 - (第一種指定化学物質等取扱事業者の要件)
- 第四条 法第二条第五項各号列記以外の部分の政令で定める要件は、次のとおりとする。
 - 次のいずれかに該当すること。
 - イ その年度において事業活動に伴い取り扱う第一種指定化学物質(当該年度において事業活動に伴い取り扱う製品(法第二条第五項 第一号に規定する製品をいう。ロにおいて同じ。)に含有されるものを含む。)であって、特定第一種指定化学物質(別表第一第三十 三号、第五十六号、第七十五号、第八十八号、第九十四号、第二百四十三号、第三百五号、第三百九号、第三百三十二号、第三百五十一号、第三百九十四号、第三百九十七号、第四百号及び第四百十一号に掲げる第一種指定化学物質をいう。ロに おいて同じ。)以外のもののいずれかの質量(その第一種指定化学物質が次の(1)から(16)までに掲げるものであるときは、当該第一種指定化学物質が含有するそれぞれ(1)から(16)までに定める物質の質量。次条において「第一種指定化学物質量」という。)が一トン以上である事業所を有していること。
 - (1) 別表第一第一号に掲げる第一種指定化学物質 亜鉛
 - (2) 別表第一第三十一号に掲げる第一種指定化学物質 アンチモン
 - (3) 別表第一第四十四号に掲げる第一種指定化学物質 インジウム
 - (4) 別表第一第八十二号に掲げる第一種指定化学物質 銀
 - (5) 別表第一第八十七号に掲げる第一種指定化学物質 クロム
 - (6) 別表第一第百三十二号に掲げる第一種指定化学物質 コバルト
 - (7) 別表第一第百四十四号に掲げる第一種指定化学物質 シアン
 - (8) 別表第一第二百三十七号に掲げる第一種指定化学物質 水銀
 - (9) 別表第一第二百三十九号に掲げる第一種指定化学物質 スズ
 - (10) 別表第一第二百四十二号に掲げる第一種指定化学物質 セレン
 - (11) 別表第一第二百七十二号に掲げる第一種指定化学物質 銅
 - (12) 別表第一第三百二十一号に掲げる第一種指定化学物質 バナジウム
 - (13) 別表第一第三百七十四号に掲げる第一種指定化学物質 ふっ素
 - (14) 別表第一第四百五号に掲げる第一種指定化学物質 ほう素
 - (15) 別表第一第四百十二号に掲げる第一種指定化学物質 マンガン
 - (16) 別表第一第四百五十三号に掲げる第一種指定化学物質 モリブデン
 - ロ その年度において事業活動に伴い取り扱う特定第一種指定化学物質(当該年度において事業活動に伴い取り扱う製品に含有されるものを含む。)のいずれかの質量(その特定第一種指定化学物質が次の(1)から(6)までに掲げるものであるときは、当該特定第一種指定化学物質が含有するそれぞれ(1)から(6)までに定める物質の質量。次条において「特定第一種指定化学物質量」という。)が \bigcirc ・五トン以上である事業所を有していること。
 - (1) 別表第一第七十五号に掲げる第一種指定化学物質 カドミウム

- (2) 別表第一第八十八号に掲げる第一種指定化学物質 クロム
- (3) 別表第一第三百五号に掲げる第一種指定化学物質 鉛
- (4) 別表第一第三百九号に掲げる第一種指定化学物質 ニッケル
- (5) 別表第一第三百三十二号に掲げる第一種指定化学物質 砒素
- (6) 別表第一第三百九十四号に掲げる第一種指定化学物質 ベリリウム
- ハ 前条第一号又は第二号に掲げる業種に属する事業を営む者にあっては、鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第十三条第一項 の経済産業省令で定める施設を設置していること。
- ニ 前条第七号に掲げる業種に属する事業を営む者にあっては、下水道終末処理施設を設置していること。
- ホ 前条第二十号又は第二十一号に掲げる業種に属する事業を営む者にあっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年 法律第百三十七号)第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設を設置して いること。
- へ ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)第二条第二項に規定する特定施設を設置していること。
- 二 常時使用する従業員の数が二十一人以上であること。

(法第二条第五項第一号の政令で定める要件)

- 第五条 法第二条第五項第一号の政令で定める要件は、当該製品の質量に対するいずれかの第一種指定化学物質量の割合が一パーセント以上であり、又はいずれかの特定第一種指定化学物質量の割合が○・一パーセント以上である製品であって、次の各号のいずれにも該当しないものであることとする。
 - 事業者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品
 - 二 第一種指定化学物質が密封された状態で取り扱われる製品
 - 三 主として一般消費者の生活の用に供される製品
 - 四 再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第二条第四項に規定する再生資源をいう。次条第四号において同じ。)

(法第二条第六項の政令で定める要件)

- **第六条** 法第二条第六項の政令で定める要件は、当該製品の質量に対するいずれかの第二種指定化学物質の質量の割合が一パーセント以上である製品であって、次の各号のいずれにも該当しないものであることとする。
 - 事業者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品
 - 二 第二種指定化学物質が密封された状態で取り扱われる製品
 - 三 主として一般消費者の生活の用に供される製品
 - 四 再生資源

(審議会等で政令で定めるもの)

第七条 法第十八条の審議会等で政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

厚生労働大臣	薬事・食品衛生審議会
経済産業大臣	化学物質審議会
環境大臣	中央環境審議会

(手数料の額等)

- **第八条** 法第十九条の手数料(以下この条において単に「手数料」という。)の額は、次の各号に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - 一 用紙に出力したものの交付 用紙一枚につき二十円
 - 二 フレキシブルディスクカートリッジ (日本産業規格 X 六二二三に適合する幅九十ミリメートルのものに限る。次条において同じ。) に複写したものの交付 一枚につき八十円に○・五メガバイトまでごとに二百六十円を加えた額
 - 三 光ディスク (日本産業規格 X 六 六 及び X 六 二 八 一 に適合する直径 百 二 十 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次条において同じ。) に複写したものの交付 一枚につき 二 百 円 に ○・ 五 メガバイトまでごとに 二 百 六 十 円 (法 第 十 条 第 二 項 に 規定する 開示請求 (以 下 「 開示請求 」という。) に係る 年度の ファイル 記録 事項の全てを 複写したものの 交付をする 場合にあっては、 二 百 メガバイトまでごとに 九 百 円) を 加えた 額
 - 四 電子情報処理組織(主務大臣の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この号において同じ。)と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して開示請求があった場合に限る。) 一件につき百円に〇・五メガバイトまでごとに二百四十円(開示請求に係る年度のファイル記録事項の全てを複写させる場合にあっては、二百メガバイトまでごとに八百八十円)を加えた額
- 2 手数料は、法第十条第二項各号に掲げる事項を記載した書面に収入印紙を貼って納付しなければならない。ただし、主務省令で定める場合には、現金をもって納めることができる。
- 3 ファイル記録事項の開示を受ける者は、手数料のほか送付に要する費用を納付して、ファイル記録事項の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該費用は、郵便切手又は主務大臣が定めるこれに類する証票で納付しなければならない。 (磁気ディスクによる届出又は請求の方法)
- 第九条 磁気ディスク (フレキシブルディスクカートリッジ及び光ディスクをいう。以下同じ。)により法第五条第二項の規定による届出 又は法第六条第一項若しくは第八項の請求 (以下この条において「届出等」という。)をしようとする者は、主務省令で定めるところに より、当該届出等に係る事項を記録した磁気ディスクを、法第五条第二項の規定による届出にあっては都道府県知事に、法第六条第一項 又は第八項の請求にあっては主務大臣にそれぞれ提出しなければならない。

(磁気ディスクによる開示の方法)

第十条 主務大臣は、磁気ディスクにより法第十一条の規定による開示を行うときは、開示請求をした者に対し、ファイル記録事項のうち、当該開示請求に係る事項を磁気ディスクに複写したものの交付をしなければならない。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(平成十二年三月三十日)から施行する。

(経過措置)

第二条 法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から起算して二年を経過する日までの間においては、第四条第一号イ中「一トン」とあるのは、「五トン」とする。

附 則 (平成一二年六月七日政令第三一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一三年三月二二日政令第五六号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一三年一二月二八日政令第四四一号)

この政令は、法附則第一条第三号に掲げる規定(第五条第一項の規定を除く。)の施行の日(平成十四年一月十二日)から施行する。

附 則 (平成一四年一二月一八日政令第三八六号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年一月三一日政令第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行の日(平成十五年二月三日)から施行する。

附 則 (平成一六年三月一九日政令第四七号)

この政令は、平成十六年三月二十九日から施行する。

附 則 (平成一六年一〇月二七日政令第三二八号)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令の施行前に改正前のそれぞれの政令の規定により経済産業局長がした許可、認可その他の処分(鉱山保安法及び経済産業省設置法の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の経済産業省設置法(平成十一年法律第九十九号。以下「旧経済産業省設置法」という。)第十二条第二項に規定する経済産業省の所掌事務のうち旧経済産業省設置法第四条第一項第五十九号に掲げる事務に関するものに限る。以下「処分等」という。)は、それぞれの経済産業局長の管轄区域を管轄する産業保安監督部長がした処分等とみなし、この政令の施行前に改正前のそれぞれの政令の規定により経済産業局長に対してした申請、届出その他の行為(旧経済産業省設置法第十二条第二項に規定する経済産業省の所掌事務のうち旧経済産業省設置法第四条第一項第五十九号に掲げる事務に関するものに限る。以下「申請等」という。)は、それぞれの経済産業局長の管轄区域を管轄する産業保安監督部長に対してした申請等とみなす。

附 則 (平成二〇年一一月二一日政令第三五六号)

(施行期日)

1 この政令は、平成二十一年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令による改正後の特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の規定は、平成二十二年度 以降において把握すべき特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第五条第一項に規定する第一種指定 化学物質の排出量及び移動量(以下「排出量等」という。)並びに平成二十三年度以降において届け出るべき排出量等について適用し、 平成二十一年度において把握すべき排出量等及び平成二十二年度において届け出るべき排出量等については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年六月二八日政令第四四号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則 (令和元年一二月一三日政令第一八三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(次条において「改正法」という。)の施行の日(令和 元年十二月十六日)から施行する。

別表第一(第一条関係)

- 一 亜鉛の水溶性化合物
- 二 アクリルアミド
- 三 アクリル酸エチル
- 四 アクリル酸及びその水溶性塩
- 五 アクリル酸二一 (ジメチルアミノ) エチル
- 六 アクリル酸二―ヒドロキシエチル
- 七 アクリル酸ノルマル―ブチル
- 八 アクリル酸メチル
- 九 アクリロニトリル
- 十 アクロレイン
- 十一 アジ化ナトリウム
- 十二 アセトアルデヒド
- 十三 アセトニトリル
- 十四 アセトンシアノヒドリン
- 十五 アセナフテン
- 十六 二・二' 一アゾビスイソブチロニトリル
- 十七 オルトーアニシジン
- 十八 アニリン
- 十九 一一アミノ一九・一〇一アントラキノン
- 二十 二一アミノエタノール

```
二十一 五一アミノ一四一クロロー二一フェニルピリダジン一三 (二H) 一オン (別名クロリダゾン)
ニ十二 五一アミノ―――[二・六―ジクロロ―四―(トリフルオロメチル)フェニル]―三―シアノ―四―[(トリフルオロメチル)
 スルフィニル] ピラゾール (別名フィプロニル)
二十三 パラーアミノフェノール
二十四 メターアミノフェノール
C十五 四―アミノ―六―ターシャリ―ブチル―三―メチルチオ――・二・四―トリアジン―五(四H)―オン(別名メトリブジン)
二十六 三一アミノーーープロペン
二十七 四―アミノ―三―メチル―六―フェニル――・二・四―トリアジン―五(四H)―オン(別名メタミトロン)
二十八 アリルアルコール
二十九 一一アリルオキシ一二・三一エポキシプロパン
三十 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が十から十四までのもの及びその混合物に限る。)
三十一 アンチモン及びその化合物
三十二 アントラセン
三十三 石綿
三十四 三―イソシアナトメチル―三・五・五―トリメチルシクロヘキシル=イソシアネート
三十五 イソブチルアルデヒド
三十六 イソプレン
三十七 四・四' -イソプロピリデンジフェノール (別名ビスフェノールA)
三十八 二・二'— [イソプロピリデンビス [(二・六―ジブロモ―四・一―フェニレン) オキシ]] ジエタノール
三十九 N-イソプロピルアミノホスホン酸〇-エチル-〇-(三-メチル-四-メチルチオフェニル)(別名フェナミホス)
四十 イソプロピル=二一(四一メトキシビフェニル—三一イル)ヒドラジノホルマート(別名ビフェナゼート)
四十一 三' -イソプロポキシ-ニートリフルオロメチルベンズアニリド(別名フルトラニル)
四十二 二一イミダゾリジンチオン
四十三 一・一' — [イミノジ (オクタメチレン)] ジグアニジン (別名イミノクタジン)
四十四 インジウム及びその化合物
四十五 エタンチオール
四十六 エチル=二一 [四一(六一クロローニーキノキサリニルオキシ)フェノキシ] プロピオナート(別名キザロホップエチル)
四十七 〇一エチル=〇一(六一ニトローメタートリル)=セカンダリ―ブチルホスホルアミドチオアート(別名ブタミホス)
四十八 〇一エチル=〇一四一ニトロフェニル=フェニルホスホノチオアート(別名EPN)
四十九 N- (--エチルプロピル) -ニ・六-ジニトロ-三・四-キシリジン (別名ペンディメタリン)
五十 S-エチル=ヘキサヒドロ--H-アゼピン---カルボチオアート(別名モリネート)
五十一 二一エチルヘキサン酸
五十二 エチル=(Z)-三-[N-ベンジル-N-[[メチル(--メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル)アミノ]チオ]
 アミノ] プロピオナート (別名アラニカルブ)
五十三 エチルベンゼン
五十四 O-エチル=S---メチルプロピル= (ニーオキソー三-チアゾリジニル) ホスホノチオアート (別名ホスチアゼート)
五十五 エチレンイミン
五十六 エチレンオキシド
五十七 エチレングリコールモノエチルエーテル
五十八 エチレングリコールモノメチルエーテル
五十九 エチレンジアミン
六十 エチレンジアミン四酢酸
六十一 N·N' - エチレンビス (ジチオカルバミン酸) マンガン (別名マンネブ)
六十二 N・N′-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガンとN・N′-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)亜鉛の錯化合物
(別名マンコゼブ又はマンゼブ)
六十三 ー・ー'ーエチレン一二・二'ービピリジニウム=ジブロミド(別名ジクアトジブロミド又はジクワット)
六十四 二一 (四一エトキシフェニル) 一二一メチルプロピル=三一フェノキシベンジルエーテル (別名エトフェンプロックス)
六十五 エピクロロヒドリン
六十六 一・二一エポキシブタン
六十七 二・三一エポキシ——一プロパノール
六十八 一・二一エポキシプロパン (別名酸化プロピレン)
六十九 二・三一エポキシプロピル=フェニルエーテル
七十 エマメクチン安息香酸塩 (別名エマメクチンBーa 安息香酸塩及びエマメクチンBーb 安息香酸塩の混合物)
七十一 塩化第二鉄
七十二 塩化パラフィン (炭素数が十から十三までのもの及びその混合物に限る。)
七十三 一一オクタノール
七十四 パラーオクチルフェノール
七十五 カドミウム及びその化合物
七十六 イプシロン一カプロラクタム
七十七 カルシウムシアナミド
七十八 二・四一キシレノール
七十九 二・六―キシレノール
八十 キシレン
八十一 キノリン
八十二 銀及びその水溶性化合物
八十三 クメン
八十四 グリオキサール
```

- 八十五 グルタルアルデヒド
- 八十六 クレゾール
- 八十七 クロム及び三価クロム化合物
- 八十八 六価クロム化合物
- 八十九 クロロアニリン
- 九十 二一クロロー四一エチルアミノ一六一イソプロピルアミノー・・三・五一トリアジン (別名アトラジン)
- 九十一 二一 (四一クロロー六一エチルアミノーー・三・五一トリアジン一二一イル) アミノーニーメチルプロピオノニトリル (別名シアナジン)
- 九十二 四一クロロー三一エチルーーーメチルーNー [四一(パラトリルオキシ)ベンジル] ピラゾールー五一カルボキサミド (別名トルフェンピラド)
- 九十三 二―クロロ―二' ―エチル―N―(二―メトキシ―――メチルエチル)―六' ―メチルアセトアニリド(別名メトラクロール)
- 九十四 クロロエチレン (別名塩化ビニル)
- 九十五 三―クロロ―N― (三―クロロ―五―トリフルオロメチル―二―ピリジル) ―アルファ・アルファ・アルファートリフルオロ― 二・六―ジニトローパラートルイジン (別名フルアジナム)
- 九十七 一一クロローニー (クロロメチル) ベンゼン
- 九十八 クロロ酢酸
- 九十九 クロロ酢酸エチル
- 百 二―クロロ―二'・六'―ジエチル―N―(二―プロポキシエチル)アセトアニリド(別名プレチラクロール)
- 百一 二一クロローニ'・六' 一ジエチルーNー (メトキシメチル) アセトアニリド (別名アラクロール)
- 百二 一一クロロー二・四一ジニトロベンゼン
- 百三 --クロロ--・--ジフルオロエタン (別名HCFC--四二b)
- 百四 クロロジフルオロメタン (別名HCFC―二二)
- 百五 二一クロロー・・・・ニーテトラフルオロエタン (別名HCFC―一二四)
- 百六 クロロトリフルオロエタン (別名HCFC―一三三)
- 百七 クロロトリフルオロメタン (別名CFC―一三)
- 百八 (RS) -二- (四-クロローオルトートリルオキシ) プロピオン酸 (別名メコプロップ)
- 百九 オルト―クロロトルエン
- 百十 パラークロロトルエン
- 百十一 二一クロロ一四一ニトロアニリン
- 百十二 二一クロロニトロベンゼン
- 百十三 二一クロロ一四・六一ビス(エチルアミノ)―一・三・五一トリアジン(別名シマジン又はСАТ)
- 百十四 (RS) —二一 [二一 (三一クロロフェニル) —二・三—エポキシプロピル] —二—エチルインダン—一・三—ジオン (別名インダノファン)
- 百十五 四一 (二一クロロフェニル) N シクロヘキシル N エチル 四・五 ジヒドロ 五 オキソ 一 H テトラゾール ー カルボキサミド (別名フェントラザミド)
- 百十六 (四RS・五RS) —五一 (四一クロロフェニル) —N一シクロヘキシル—四一メチル—二一オキソ—・三一チアゾリジン— 三一カルボキサミド (別名ヘキシチアゾクス)
- 百十七 (RS) ――ーパラ―クロロフェニル―四・四―ジメチル―三― (一H――・二・四―トリアゾール―――イルメチル) ペンタ ン―三―オール (別名テブコナゾール)
- 百十八 二一 (四一クロロフェニル) 一二一 (一H一一・二・四一トリアゾール—一一イルメチル) ヘキサンニトリル (別名ミクロブタニル)
- 百十九 (RS) —四一 (四一クロロフェニル) —二一フェニル—二一 (一H—・二・四—トリアゾール——イルメチル) ブチロニトリル (別名フェンブコナゾール)
- 百二十 オルトークロロフェノール
- 百二十一 パラークロロフェノール
- 百二十二 二一クロロプロピオン酸
- 百二十三 三一クロロプロペン (別名塩化アリル)
- 百二十四 一一 (二一クロロベンジル) 一三一 (一一メチルーーーフェニルエチル) ウレア (別名クミルロン)
- 百二十五 クロロベンゼン
- 百二十六 クロロペンタフルオロエタン (別名CFC———五)
- 百二十七 クロロホルム
- 百二十八 クロロメタン (別名塩化メチル)
- 百二十九 四一クロロ一三 メチルフェノール
- 百三十 (四一クロローニーメチルフェノキシ) 酢酸 (別名MCP又はMCPA)
- 百三十一 三一クロローニーメチルーーープロペン
- 百三十二 コバルト及びその化合物
- 百三十三 酢酸二―エトキシエチル (別名エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート)
- 百三十四 酢酸ビニル
- 百三十五 酢酸二-メトキシエチル (別名エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート)
- 百三十六 サリチルアルデヒド
- 百三十七 シアナミド
- 百三十八 (RS) —二一シアノ—N— [(R) ——— (二・四一ジクロロフェニル) エチル] —三・三一ジメチルブチラミド (別名ジクロシメット)
- 百三十九 (S) ―アルファーシアノ―三―フェノキシベンジル= (-R・三S) ―二・二―ジメチル―三― (一・二・二・二―テトラ ブロモエチル) シクロプロパンカルボキシラート (別名トラロメトリン)

- 百四十 (RS) アルファーシアノ- 三一フェノキシベンジル= 二・二・三・三- テトラメチルシクロプロパンカルボキシラート (別 名フェンプロパトリン)
- 百四十一 トランスーーー (二一シアノーニーメトキシイミノアセチル) 一三一エチルウレア (別名シモキサニル)
- 百四十二 二・四一ジアミノアニソール
- 百四十三 四・四'一ジアミノジフェニルエーテル
- 百四十四 無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)
- 百四十五 二一(ジエチルアミノ)エタノール
- 百四十六 O-ニージエチルアミノー六ーメチルピリミジン一四-イル=O・O-ジメチル=ホスホロチオアート(別名ピリミホスメチ ル)
- 百四十七 N・N-ジエチルチオカルバミン酸S-四-クロロベンジル(別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ)
- 百四十八 N・N-ジエチル-三-(二・四・六-トリメチルフェニルスルホニル) --H--・二・四-トリアゾール---カルボキ サミド (別名カフェンストロール)
- 百四十九 四塩化炭素
- 百五十 一・四一ジオキサン
- 百五十一 一・三一ジオキソラン
- 百五十二 一・三一ジカルバモイルチオー二一(N・N-ジメチルアミノ)ープロパン(別名カルタップ)
- 百五十三 シクロヘキサーーーエンー・ニージカルボキシイミドメチル= (-RS) ーシスートランスーニ・ニージメチルー三ー (二 ―メチルプロパ―――エニル)シクロプロパンカルボキシラート(別名テトラメトリン)
- 百五十四 シクロヘキシルアミン
- 百五十五 N- (シクロヘキシルチオ) フタルイミド
- 百五十六 ジクロロアニリン
- 百五十七 一・二一ジクロロエタン
- 百五十八 一・一一ジクロロエチレン (別名塩化ビニリデン)
- 百五十九 シス―一・二―ジクロロエチレン
- 百六十 三・三'一ジクロロ一四・四'一ジアミノジフェニルメタン
- 百六十一 ジクロロジフルオロメタン (別名CFC—一二)
- 百六十二 三・五一ジクロローNー(一・一一ジメチルー二一プロピニル)ベンズアミド(別名プロピザミド)
- 百六十三 ジクロロテトラフルオロエタン (別名CFC―――四)
- 百六十四 二・二一ジクロローー・ー・ーートリフルオロエタン (別名HCFC―一二三)
- 百六十五 二・四一ジクロロトルエン
- 百六十六 一・二一ジクロロ一四一ニトロベンゼン
- 百六十七 一・四一ジクロロ一二一ニトロベンゼン
- 百六十八 三一(三・五一ジクロロフェニル) N イソプロピルー二・四一ジオキソイミダゾリジンーーーカルボキサミド(別名イプ
- 百六十九 三一(三・四一ジクロロフェニル) ――・――ジメチル尿素(別名ジウロン又はDCMU)
- 百七十 (RS) 一二一 (二・四一ジクロロフェニル) 一三一 (一H――・二・四―トリアゾール――ーイル) プロピル=―・ー・二・ 二一テトラフルオロエチル=エーテル(別名テトラコナゾール)
- 百七十一 (二RS・四RS) ――― [二一(二・四一ジクロロフェニル) ―四一プロピル――・三―ジオキソラン―二―イルメチル] ――H――・二・四―トリアゾール及び (二RS・四SR) ――― [二― (二・四―ジクロロフェニル) ―四―プロピル――・三―ジ オキソラン―二―イルメチル] ―一H―一・二・四―トリアゾールの混合物(別名プロピコナゾール)
- 百七十二 三一 [一一(三・五一ジクロロフェニル)―――メチルエチル] ―三・四―ジヒドロ―六―メチル―五―フェニル―二H― 一・三─オキサジン─四─オン(別名オキサジクロメホン)
- 百七十三 (RS) -三- (三・五-ジクロロフェニル) -五-メチル-五-ビニル-・三-オキサゾリジン-二・四-ジオン(別名 ビンクロゾリン)
- 百七十四 三一(三・四一ジクロロフェニル) ———メトキシ———メチル尿素(別名リニュロン)
- 百七十五 二・四一ジクロロフェノキシ酢酸(別名二・四一D又は二・四一PA)
- 百七十六 一・一一ジクロローーーフルオロエタン (別名HCFC--四-b)
- 百七十七 ジクロロフルオロメタン (別名HCFC―二
- 百七十八 一・二一ジクロロプロパン
- 百七十九 一・三一ジクロロプロペン (別名D-D)
- 百八十 三・三' 一ジクロロベンジジン
- 百八十一 ジクロロベンゼン
- 百八十二 二一 [四一 (二・四一ジクロロベンゾイル) ——・三—ジメチル—五—ピラゾリルオキシ] アセトフェノン (別名ピラゾキシ フェン)
- 百八十三 四一 (二・四一ジクロロベンゾイル) —一・三一ジメチル—五一ピラゾリル=四一トルエンスルホナート (別名ピラゾレート)
- 百八十四 二・六一ジクロロベンゾニトリル (別名ジクロベニル又はDBN)
- 百八十五 ジクロロペンタフルオロプロパン (別名HCFC―二二五)
- 百八十六 ジクロロメタン (別名塩化メチレン)
- 百八十七 二・三一ジシアノ―一・四一ジチアアントラキノン (別名ジチアノン)
- 百八十八 N・N-ジシクロヘキシルアミン
- 百八十九 N・N-ジシクロヘキシル-ニ-ベンゾチアゾールスルフェンアミド
- 百九十 ジシクロペンタジエン
- 百九十一 一・三一ジチオラン一二一イリデンマロン酸ジイソプロピル (別名イソプロチオラン)
- ジチオりん酸O—エチル—S・S—ジフェニル(別名エディフェンホス又はEDDP)
- 百九十三 ジチオりん酸O・O-ジエチル-S-(ニーエチルチオエチル)(別名エチルチオメトン又はジスルホトン)
- 百九十四 ジチオりん酸O・O-ジエチル-S-[(六-クロローニ・三-ジヒドローニーオキソベンゾオキサゾリニル)メチル](別名 ホサロン)

```
百九十五 ジチオりん酸〇一二・四一ジクロロフェニル一〇一エチル一S一プロピル (別名プロチオホス)
百九十六 ジチオりん酸S― (二・三―ジヒドロ―五―メトキシ―二―オキソ――・三・四―チアジアゾール―三―イル)メチル―〇・
 O-ジメチル (別名メチダチオン又はDMTP)
百九十七 ジチオりん酸O・O-ジメチル-S--・ニービス(エトキシカルボニル)エチル(別名マラソン又はマラチオン)
百九十八 ジチオりん酸O・O-ジメチル-S-「(N-メチルカルバモイル) メチル (別名ジメトエート)
百九十九 ジナトリウム=二・二′ービニレンビス [五一(四一モルホリノ一六一アニリノーー・三・五一トリアジン一二一イルアミ
 ノ) ベンゼンスルホナート](別名CIフルオレスセント二百六十)
二百 ジニトロトルエン
二百一 二・四一ジニトロフェノール
二百二 ジビニルベンゼン
二百三 ジフェニルアミン
二百四 ジフェニルエーテル
二百五 一・三一ジフェニルグアニジン
二百六 N-ジブチルアミノチオ-N-メチルカルバミン酸二・三-ジヒドロ-二・ニ-ジメチル-七-ベンゾ「b〕フラニル(別名カ
ルボスルファン)
二百七 二・六一ジーターシャリーブチル―四一クレゾール
二百八 二
     こ・四―ジ―ターシャリ―ブチルフェノール
二百九 ジブロモクロロメタン
二百十 二・二一ジブロモーニーシアノアセトアミド
□百十一 ジブロモテトラフルオロエタン (別名ハロン―二四〇二)
□百十二 (RS) −O・S−ジメチル=アセチルホスホルアミドチオアート (別名アセフェート)
二百十三 N・N一ジメチルアセトアミド
二百十四
     二・四一ジメチルアニリン
二百十五 二・六一ジメチルアニリン
二百十六 N・N-ジメチルアニリン
二百十七 五一ジメチルアミノーー・二・三一トリチアン (別名チオシクラム)
二百十八 ジメチルアミン
二百十九 ジメチルジスルフィド
二百二十 ジメチルジチオカルバミン酸の水溶性塩
二百二十一 二・二一ジメチル一二・三一ジヒドローーーベンゾフラン一七一イル=N一 [N一 (二一エトキシカルボニルエチル) -N
-イソプロピルスルフェナモイル]-N-メチルカルバマート(別名ベンフラカルブ)
二百二十二 N・N-ジメチルチオカルバミン酸S-四-フェノキシブチル(別名フェノチオカルブ)
二百二十三 N・N―ジメチルドデシルアミン
□百二十四 N・N─ジメチルドデシルアミン=N─オキシド
  二十五 ジメチル=二・二・二―トリクロロ―――ヒドロキシエチルホスホナート(別名トリクロルホン又はDEP)
百.
二百二十六 一・一―ジメチルヒドラジン
二百二十七 一・一′ ―ジメチル―四・四′ ―ビピリジニウム=ジクロリド(別名パラコート又はパラコートジクロリド)
二百二十八 三・三′一ジメチルビフェニル一四・四′一ジイル=ジイソシアネート
二百二十九 ジメチル=四・四'ー(オルトーフェニレン)ビス(三一チオアロファナート)(別名チオファネートメチル)
二百三十 N- (一・三-ジメチルブチル) -N' -フェニル-パラ-フェニレンジアミン
二百三十一 三・三'一ジメチルベンジジン (別名オルトートリジン)
二百三十二 N·N-ジメチルホルムアミド
二百三十三 二一 [(ジメトキシホスフィノチオイル)チオ] 一二一フェニル酢酸エチル (別名フェントエート又はPAP)
二百三十四 臭素
二百三十五 臭素酸の水溶性塩
二百三十六 三・五一ジョード―四一オクタノイルオキシベンゾニトリル (別名アイオキシニル)
二百三十七 水銀及びその化合物
二百三十八 水素化テルフェニル
こ百三十九 有機スズ化合物
二百四十 スチレン
□百四十一 二─スルホヘキサデカン酸───メチルエステルナトリウム塩
二百四十二 セレン及びその化合物
二百四十三 ダイオキシン類
二百四十四 二
       ニ─チオキソ─三・五─ジメチルテトラヒドロ─二H──・三・五─チアジアジン(別名ダゾメット)
二百四十五 チオ尿素
二百四十六 チオフェノール
二百四十七 チオりん酸O――― (四―クロロフェニル) ―四―ピラゾリル―O―エチル―S―プロピル (別名ピラクロホス)
二百四十八 チオりん酸O・O―ジエチル―O―(二―イソプロピル―六―メチル―四―ピリミジニル)(別名ダイアジノン)
二百四十九 チオりん酸O・O−ジエチル−O−(三・五・六−トリクロロ−二−ピリジル)(別名クロルピリホス)
□百五十 チオりん酸O・O一ジエチル一O一(五一フェニルー三一イソオキサゾリル)(別名イソキサチオン)
二百五十一 チオりん酸O・O-ジメチル-O-(三-メチル-四-ニトロフェニル)(別名フェニトロチオン又はMEP)
「百五十二 チオりん酸O・O−ジメチル−O−(三−メチル−四−メチルチオフェニル)(別名フェンチオン又はMPP)
[百五十三 チオりん酸O─四─ブロモ─二─クロロフェニル─O─エチル─S─プロピル(別名プロフェノホス)
「百五十四 チオりん酸S―ベンジル―O・O―ジイソプロピル(別名イプロベンホス又は I B P)
「百五十五 デカブロモジフェニルエーテル
二百五十六 デカン酸
```

二百五十七 デシルアルコール (別名デカノール)

三百二十 ノニルフェノール

```
二百五十八 一・三・五・七一テトラアザトリシクロ [三・三・一・<sup>三・セ</sup>] デカン (別名へキサメチレンテトラミン)
二百五十九 テトラエチルチウラムジスルフィド(別名ジスルフィラム)
二百六十 テトラクロロイソフタロニトリル(別名クロロタロニル又はTPN)
C百六十一 四・五・六・七一テトラクロロイソベンゾフラン——(三H)—オン(別名フサライド)
     テトラクロロエチレン
二百六十二
『百六十三 テトラクロロジフルオロエタン(別名CFC―――二)
「百六十四 二・三・五・六<del>ー</del>テトラクロローパラーベンゾキノン
百六十五 テトラヒドロメチル無水フタル酸
二百六十六 二・三・五・六一テトラフルオロー四―メチルベンジル=(Z)―三―(二―クロロ―三・三・三―トリフルオロ―――プ
ロペニル) 一二・二一ジメチルシクロプロパンカルボキシラート (別名テフルトリン)
二百六十七 三・七・九・一三一テトラメチル一五・一一一ジオキサーニ・八・一四一トリチア一四・七・九・一二一テトラアザペンタ
 デカ─三・一二─ジェン─六・一○─ジオン (別名チオジカルブ)
二百六十八 テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム又はチラム)
二百六十九 三・七・一一・一五一テトラメチルヘキサデカーーーエンー三一オール (別名イソフィトール)
二百七十 テレフタル酸
二百七十一 テレフタル酸ジメチル
二百七十二 銅水溶性塩(錯塩を除く。)
二百七十三 一一ドデカノール(別名ノルマルードデシルアルコール)
二百七十四 ターシャリードデカンチオール
こ百七十五 ドデシル硫酸ナトリウム
□百七十六 三・六・九─トリアザウンデカン──・一一一ジアミン(別名テトラエチレンペンタミン)
二百七十七 トリエチルアミン
二百七十八 トリエチレンテトラミン
二百七十九 一・一・一一トリクロロエタン
二百八十 一・一・二一トリクロロエタン
二百八十一 トリクロロエチレン
二百八十二 トリクロロ酢酸
二百八十三 二・四・六-トリクロロ--・三・五-トリアジン
二百八十四 トリクロロトリフルオロエタン (別名CFC―一一三)
二百八十五 トリクロロニトロメタン (別名クロロピクリン)
□百八十六 (三・五・六—トリクロロ—二—ピリジル)オキシ酢酸(別名トリクロピル)
二百八十七 二・四・六―トリクロロフェノール
二百八十八 トリクロロフルオロメタン(別名CFC――ー)
二百八十九 一・二・三一トリクロロプロパン
こ百九十 トリクロロベンゼン
C百九十一 一・三・五一トリス(二・三―エポキシプロピル)――・三・五―トリアジン―二・四・六(一H・三H・五H)―トリオ
 1
二百九十二 トリブチルアミン
二百九十三 アルファ・アルファ・アルファートリフルオローニ・六一ジニトローN・Nージプロピルーパラートルイジン(別名トリフ
二百九十四 二・四・六-トリブロモフェノール
二百九十五 三・五・五-トリメチル---ヘキサノール
二百九十六 一・二・四一トリメチルベンゼン
二百九十七 一・三・五一トリメチルベンゼン
二百九十八 トリレンジイソシアネート
二百九十九 トルイジン
三百 トルエン
三百一 トルエンジアミン
三百二 ナフタレン
三百三 一・五一ナフタレンジイル=ジイソシアネート
三百四 鉛
三百五 鉛化合物
三百六 二アクリル酸ヘキサメチレン
三百七 二塩化酸化ジルコニウム
三百八 ニッケル
三百九 ニッケル化合物
三百十 ニトリロ三酢酸
三百十一 オルトーニトロアニソール
三百十二 オルトーニトロアニリン
三百十三 ニトログリセリン
三百十四 パラーニトロクロロベンゼン
三百十五 オルトーニトロトルエン
三百十六 ニトロベンゼン
三百十七 ニトロメタン
三百十八 二硫化炭素
三百十九 一一ノナノール (別名ノルマル―ノニルアルコール)
```

三百二十一 バナジウム化合物 四′ ―メトキシアセトアニリド 三百二十三 二・四一ビス (エチルアミノ) 一六一メチルチオーー・三・五一トリアジン (別名シメトリン) 一・三一ビス「(二・三一エポキシプロピル) オキシ ベンゼン 二百一十四 三百二十五 ビス(八―キノリノラト)銅(別名オキシン銅又は有機銅) 三百二十六 三・六一ビス (二一クロロフェニル) ——・二・四・五—テトラジン (別名クロフェンチジン) 三百二十七 一・二一ビス (二一クロロフェニル) ヒドラジン 三百二十八 ビス (N・N-ジメチルジチオカルバミン酸) 亜鉛 (別名ジラム) 三百二十九 ビス (N・N-ジメチルジチオカルバミン酸) N・N'-エチレンビス (チオカルバモイルチオ亜鉛) (別名ポリカーバメ - F) 三百三十 ビス (一-メチル---フェニルエチル) =ペルオキシド 三百三十一 S・S-ビス (--メチルプロピル) = O-エチル=ホスホロジチオアート (別名カズサホス) 三百三十二 砒素及びその無機化合物 三百三十三 ヒドラジン 三百三十四 四一ヒドロキシ安息香酸メチル 三百三十五 N一 (四一ヒドロキシフェニル) アセトアミド 三百三十六 ヒドロキノン 三百三十七 四―ビニル―――シクロヘキセン 三百三十八 二一ビニルピリジン 三百三十九 N―ビニル―二―ピロリドン 三百四十 ビフェニル 三百四十一 ピペラジン 三百四十二 ピリジン 三百四十三 ピロカテコール (別名カテコール) 三百四十四 フェニルオキシラン 三百四十五 フェニルヒドラジン 三百四十六 二一フェニルフェノール 三百四十七 N-フェニルマレイミド 三百四十八 フェニレンジアミン 三百四十九 フェノール 三百五十 三一フェノキシベンジル=三一(二・二一ジクロロビニル)一二・二一ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名ペル メトリン) 三百五十一 一・三一ブタジエン 三百五十二 フタル酸ジアリル 三百五十三 フタル酸ジエチル 三百五十四 フタル酸ジ―ノルマル―ブチル 三百五十五 フタル酸ビス (二一エチルヘキシル) 三百五十六 フタル酸ノルマル-ブチル=ベンジル 三百五十七 ニーターシャリーブチルイミノー三一イソプロピルー五一フェニルテトラヒドロー四H―一・三・五一チアジアジンー四一 オン (別名ブプロフェジン) 三百五十八 N-ターシャリ-ブチル-N' - (四-エチルベンゾイル) -三・五-ジメチルベンゾヒドラジド (別名テブフェノジド)三百五十九 ノルマルーブチルー二・三一エポキシプロピルエーテル 三百六十 N- [--(N-)ルマルーブチルカルバモイル) --H-二-ベンゾイミダゾリル] カルバミン酸メチル(別名ベノミル) 三百六十一 ブチル= (R) —二— [四一(四一シアノ—二一フルオロフェノキシ) フェノキシ] プロピオナート (別名シハロホップブ チル) 三百六十二 一一ターシャリーブチル―三―(二・六―ジイソプロピル―四―フェノキシフェニル)チオ尿素(別名ジアフェンチウロン) 三百六十三 五一ターシャリーブチルー三一(二・四一ジクロロー五一イソプロポキシフェニル)――・三・四一オキサジアゾール-(三H) -オン (別名オキサジアゾン) 三百六十四 ターシャリーブチル=四ー [[[(一・三―ジメチル―五―フェノキシ―四―ピラゾリル) メチリデン] アミノオキシ] メチ ル] ベンゾアート (別名フェンピロキシメート) 三百六十五 ブチルヒドロキシアニソール (別名BHA) 三百六十六 ターシャリーブチル=ヒドロペルオキシド 三百六十七 オルト―セカンダリ―ブチルフェノール 三百六十八 四一ターシャリーブチルフェノール 三百六十九 二一(四一ターシャリーブチルフェノキシ)シクロヘキシル=二一プロピニル=スルフィット(別名プロパルギット又はB PPS) 三百七十 二―ターシャリ―ブチル―五―(四―ターシャリ―ブチルベンジルチオ)―四―クロロ―三(二H)―ピリダジノン(別名ピ リダベン) 三百七十一 N一(四一ターシャリーブチルベンジル)一四一クロロー三一エチルーーーメチルピラゾール一五一カルボキサミド(別名 テブフェンピラド) 三百七十二 N- (ターシャリーブチル) -二-ベンゾチアゾールスルフェンアミド 二一ターシャリーブチル一五一メチルフェノー 三百七十三 E百七十四 ふっ化水素及びその水溶性塩 二一ブテナール 三百七十五

三百七十六 N-ブトキシメチル-ニークロローニ'・六'-ジエチルアセトアニリド(別名ブタクロール)

三百七十七 フラン

```
三百七十八 N・N'-プロピレンビス(ジチオカルバミン酸)と亜鉛の重合物(別名プロピネブ)
三百七十九 二一プロピン――ーオール
三百八十 ブロモクロロジフルオロメタン (別名ハロン―一二一一)
三百八十一 ブロモジクロロメタン
三百八十二
     ブロモトリフルオロメタン (別名ハロン―一三〇一)
三百八十三 五一ブロモー三一セカンダリーブチル―六―メチル―一・二・三・四―テトラヒドロピリミジン―二・四―ジオン(別名ブ
 ロマシル)
三百八十四 一一ブロモプロパン
三百八十五 二一ブロモプロパン
三百八十六 ブロモメタン (別名臭化メチル)
三百八十七 ヘキサキス (二一メチル一二一フェニルプロピル) ジスタノキサン (別名酸化フェンブタスズ)
三百八十八 六・七・八・九・一〇・一〇一ヘキサクロローー・五・五 a・六・九・九 a 一ヘキサヒドロー六・九一メタノーニ・四・三
 ―ベンゾジオキサチエピン=三―オキシド(別名エンドスルファン又はベンゾエピン)
三百八十九 ヘキサデシルトリメチルアンモニウム=クロリド
三百九十 ヘキサメチレンジアミン
三百九十一 ヘキサメチレン=ジイソシアネート
三百九十二 ノルマル―ヘキサン
三百九十三 ベタナフトール
三百九十四 ベリリウム及びその化合物
三百九十五 ペルオキソ二硫酸の水溶性塩
三百九十六 ペルフルオロ(オクタン―――スルホン酸)(別名PFOS)
三百九十七 ベンジリジン=トリクロリド
三百九十八 ベンジル=クロリド (別名塩化ベンジル)
三百九十九 ベンズアルデヒド
四百 ベンゼン
四百一 一・二・四一ベンゼントリカルボン酸一・二一無水物
四百二 二一 (二一ベンゾチアゾリルオキシ) -N-メチルアセトアニリド(別名メフェナセット)
四百三 ベンゾフェノン
四百四 ペンタクロロフェノール
四百五 ほう素化合物
四百六 ポリ塩化ビフェニル (別名PCB)
四百七 ポリ (オキシエチレン) =アルキルエーテル (アルキル基の炭素数が十二から十五までのもの及びその混合物に限る。)
四百八 ポリ (オキシエチレン) =オクチルフェニルエーテル
四百九 ポリ (オキシエチレン) =ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム
四百十 ポリ (オキシエチレン) = ノニルフェニルエーテル
四百十一 ホルムアルデヒド
四百十二 マンガン及びその化合物
四百十三 無水フタル酸
四百十四 無水マレイン酸
四百十五 メタクリル酸
四百十六 メタクリル酸二-エチルヘキシル
四百十七 メタクリル酸二・三一エポキシプロピル
四百十八 メタクリル酸二一 (ジメチルアミノ) エチル
四百十九 メタクリル酸ノルマル―ブチル
四百二十 メタクリル酸メチル
四百二十一 四一メチリデンオキセタン一二一オン
四百二十二 (Z) --- '-メチルアセトフェノン=四・六-ジメチル--ニーピリミジニルヒドラゾン (別名フェリムゾン)
四百二十三 メチルアミン
   二十四 メチル=イソチオシアネート
四百二
   二十五 N─メチルカルバミン酸二─イソプロピルフェニル(別名イソプロカルブ又はMIPC)
   ニ十六 N―メチルカルバミン酸二・三―ジヒドロ―二・二―ジメチル―七―ベンゾ [b] フラニル(別名カルボフラン)
四百二十七 N-メチルカルバミン酸--ナフチル (別名カルバリル又はNAC)
四百二十八 N-メチルカルバミン酸ニーセカンダリーブチルフェニル (別名フェノブカルブ又はBPMC)
四百二十九 メチル=三一クロロ一五一(四・六一ジメトキシーニーピリミジニルカルバモイルスルファモイル) ———メチルピラゾー
 ル―四―カルボキシラート(別名ハロスルフロンメチル)
四百三十 メチル= (S) —七一クロロ—二・三・四 a・五一テトラヒドロ—二— [メトキシカルボニル (四一トリフルオロメトキシ
 フェニル) カルバモイル] インデノ [一・二一e] [一・三・四] オキサジアジン―四a ―カルボキシラート(別名インドキサカルブ)
四百三十一 メチル=(E)-二-[二-[六-(二-シアノフェノキシ)ピリミジン-四-イルオキシ]フェニル]-三-メトキシア
 クリラート (別名アゾキシストロビン)
四百三十二 三一メチル―一・五一ジ (二・四一キシリル) ―一・三・五一トリアザペンタ―一・四一ジエン (別名アミトラズ)
四百三十三 N-メチルジチオカルバミン酸(別名カーバム)
四百三十四 メチルーN'・N'-ジメチルーN-[(メチルカルバモイル) オキシ] ---チオオキサムイミデート(別名オキサミル)
四百三十五 メチル=二一(四・六一ジメトキシー二一ピリミジニルオキシ)一六一[一一(メトキシイミノ)エチル]ベンゾアート
 (別名ピリミノバックメチル)
四百三十六 アルファーメチルスチレン
四百三十七 三一メチルチオプロパナール
四百三十八 メチルナフタレン
```

- 四百三十九 三一メチルピリジン
- 四百四十 一一メチルーーーフェニルエチル=ヒドロペルオキシド
- 四百四十一 二一 (一一メチルプロピル) 一四・六一ジニトロフェノール
- 四百四十二 二一メチル—N—[三一(一一メチルエトキシ)フェニル]ベンズアミド(別名メプロニル)
- 四百四十三 S-メチル-N- (メチルカルバモイルオキシ) チオアセトイミダート (別名メソミル)
- 四百四十五 メチル= (E) —メトキシイミノ [二一 (オルトートリルオキシメチル) フェニル] アセタート (別名クレソキシムメチル)
- 四百四十六 四・四′ーメチレンジアニリン
- 四百四十七 メチレンビス (四・一一シクロヘキシレン) = ジイソシアネート
- 四百四十八 メチレンビス(四・一一フェニレン)=ジイソシアネート
- 四百四十九 三一メトキシカルボニルアミノフェニル=三'ーメチルカルバニラート(別名フェンメディファム)
- 四百五十 N-(六-メトキシーニーピリジル)-N-メチルチオカルバミン酸O-三-ターシャリーブチルフェニル (別名ピリブチカルブ)
- 四百五十一 二一メトキシ—五一メチルアニリン
- 四百五十二 二一メルカプトベンゾチアゾール
- 四百五十三 モリブデン及びその化合物
- 四百五十四 二一(モルホリノジチオ)ベンゾチアゾール
- 四百五十五 モルホリン
- 四百五十六 りん化アルミニウム
- 四百五十七 りん酸ジメチル=二・二一ジクロロビニル (別名ジクロルボス又はDDVP)
- 四百五十八 りん酸トリス (二一エチルヘキシル)
- 四百五十九 りん酸トリス (二一クロロエチル)
- 四百六十 りん酸トリトリル
- 四百六十一 りん酸トリフェニル
- 四百六十二 りん酸トリーノルマルーブチル

別表第二 (第二条関係)

- 一 アセトアミド
- 二 パラ―アニシジン
- 三 五一アミノーーー (二・六一ジクロロー四一トリフルオロメチルフェニル) 一四一エチルスルフィニル——Hーピラゾール—三一カルボニトリル (別名エチプロール)
- 四 三一アミノ——H——・二・四—トリアゾール (別名アミトロール)
- 五 三'一アミノ一四'一メトキシアセトアニリド
- 六 四一アリル―一・二一ジメトキシベンゼン
- 七 アルキル硫酸エステルナトリウム (アルキル基の炭素数が十六から十八までのもの及びその混合物に限る。)
- 八 ウレタン
- 九 N-エチルアニリン
- 十 二一エチルアミノ一四一イソプロピルアミノ一六一メチルチオーー・三・五一トリアジン(別名アメトリン)
- 十一 エチル=三-フェニルカルバモイルオキシカルバニラート (別名デスメディファム)
- 十二 N- [三- (一-エチルーー-メチルプロピル) --・ニーオキサゾール-五-イル] -ニ・六-ジメトキシベンズアミド (別名 イソキサベン)
- 十三 五一エトキシー三一トリクロロメチルー・二・四一チアジアゾール (別名エクロメゾール)
- 十四 一・二一エポキシ一三一(トリルオキシ)プロパン
- 十五 四・四′一オキシビスベンゼンスルホニルヒドラジド
- 十六 クロロアセトアルデヒド
- 十七 (RS) ―― [三一クロロ―四一 (一・一・二一トリフルオロ―二一トリフルオロメトキシエトキシ) フェニル] ―三一 (二・六一ジフルオロベンゾイル) ウレア (別名ノバルロン)
- 十八 (-' S-トランス) -七-クロロ-二' \cdot 四・六-トリメトキシ-六' -メチルスピロ[ベンゾフラン-二(ΞH)・-' -シクロヘキサ-二' -エン] -Ξ \cdot 四' -ジオン(別名グリセオフルビン)
- 十九 一一クロロナフタレン
- 二十 酢酸ベンジル
- 二十一 サフロール
- 二十二 (S) -アルファーシアノー三-フェノキシベンジル= (S) -二- (四-クロロフェニル) -三-メチルプチラート (別名エスフェンバレレート)
- 二十三 アルファーシアノー四一フルオロー三一フェノキシベンジル=三一(二・二一ジクロロビニル)一二・二一ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名シフルトリン)
- 二十四 トランス―一・二―ジクロロエチレン
- 二十五 ジクロロ酢酸
- 二十七 一・三一ジクロロ一五・五一ジメチルイミダゾリジン一二・四一ジオン
- 二十八 二一 [四一(二・四一ジクロローメタートルオイル)——・三一ジメチル—五一ピラゾリルオキシ] —四一メチルアセトフェノ ン(別名ベンゾフェナップ)
- 二十九 二・四一ジクロローーニトロベンゼン
- 三十 二・二一ジクロローNー [二一ヒドロキシーーー (ヒドロキシメチル) 一二一 (四一ニトロフェニル) エチル] アセトアミド (別名クロラムフェニコール)
- 三十一 N- (二・三-ジクロロ-四-ヒドロキシフェニル) ---メチルシクロヘキサンカルボキサミド (別名フェンヘキサミド)

```
三十二
    二・四′一ジクロロ一アルファー(五一ピリミジニル)ベンズヒドリル=アルコール(別名フェナリモル)
三十三 :
    ニ―(二・四―ジクロロフェニル)―――(一H――・二・四―トリアゾール―――イル)―二―へキサノール(別名ヘキサコ
ナゾール)
三十四 二・四一ジクロロフェノール
三十五 (RS) -二- (二・四-ジクロロフェノキシ) プロピオン酸 (別名ジクロルプロップ)
三十六 一・三一ジクロローニープロパノール
三十七 (RS) --- 「二・五-ジクロロー四- (-・-・二・三・三・三-へキサフルオロプロポキシ) フェニル] -三- (二・六
ジフルオロベンゾイル)ウレア (別名ルフェヌロン)
三十八 三・三'一ジクロロベンジジン二塩酸塩
三十九 ジナトリウム=四一アミノ一三一 [四' 一 (二・四一ジアミノフェニルアゾ) 一一・一' ービフェニル一四一イルアゾ] 一五一
 ヒドロキシ―六―フェニルアゾーニ・七―ナフタレンジスルホナート(別名CIダイレクトブラック三十八)
四十 ジナトリウム=八一 [三・三' 一ジメチル一四' 一 [四一 [(パラートリル) スルホニルオキシ] フェニルアゾ] ーー・一' 一ビ
 フェニル―四―イルアゾ] ―七―ヒドロキシ―一・三―ナフタレンジスルホナート(別名СІアシッドレッド百十四)
四十一 二・四一ジニトロアニリン
四十二 ジニトロナフタレン
四十三 メタージニトロベンゼン
四十四 二・三一ジヒドロ一六一プロピル一二一チオキソ一四(一H)一ピリミジノン(別名プロピルチオウラシル)
四十五 一・二一ジブロモエタン (別名EDB又は二臭化エチレン)
四十六 一・四一ジブロモブタン
四十七 二・三一ジブロモーーープロパノール
   一・三―ジブロモプロパン
四十八
四十九 ジベンジルエーテル
五十 二・三一ジメチルアニリン
五十一 [四一 [[四一 (ジメチルアミノ) フェニル] (フェニル) メチリデン] シクロヘキサー二・五一ジエンーーーイリデン] (ジメチ
ル)アンモニウム=クロリド(別名マラカイトグリーン塩酸塩)
五十二 ジメチルカルバモイル=クロリド
五十三 O・O-ジメチル-O-(三-メチル-四-メチルスルフィニルフェニル)-チオホスフェイト(別名メスルフェンホス)
五十四 臭素化ビフェニル (臭素数が二から五までのもの及びその混合物に限る。)
五十五 二一 (一・三一チアゾール一四一イル) ——H—ベンゾイミダゾール
五十六 チオアセトアミド
五十七 二一 (チオシアナートメチルチオ) — · 三 – ベンゾチアゾール (別名TСMTB)
五十八 チオりん酸O・O-ジエチル-O- (六-オキソ---フェニル--・六-ジヒドロ-三-ピリダジニル) (別名ピリダフェン
 チオン)
五十九 チオりん酸O一三・五・六ートリクロローニーピリジルーO・O一ジメチル (別名クロルピリホスメチル)
六十 一・一・二・二一テトラクロロエタン
六十一 テトラナトリウム=三・三' — [(三・三' —ジメトキシ—四・四' —ビフェニリレン) ビス (アゾ)] ビス (五—アミノ—四—
 ヒドロキシ一二・七一ナフタレンジスルホナート)(別名С I ダイレクトブルー十五)
六十二 テトラブロモメタン
六十三 オルトーテルフェニル
六十四 一・一・一一トリクロローニ・ニービス (四一メトキシフェニル) エタン (別名メトキシクロル)
六十五 トリス (N・N-ジメチルジチオカルバメート) 鉄 (別名ファーバム)
六十六 トリブロモメタン (別名ブロモホルム)
六十七 ナトリウム=三一 [[N一 [四一 [[四一(ジメチルアミノ)フェニル] [四一 [N一エチルーN一 [(三一スルホナトフェニル)
 メチル] アミノ] フェニル] メチレン] 一二・五一シクロヘキサジエン———イリデン] —N—エチルアンモニオ] メチル] ベンゼン
 スルホナート (別名CIアシッドバイオレット四十九)
六十八 ナトリウム=一・一′ 一ビフェニルーニーオラート
六十九 メターニトロアニリン
七十 N-ニトロソジフェニルアミン
七十一 メターニトロトルエン
七十二 パラーニトロフェノール
七十三 パリゴルスカイト (別名アタパルジャイト)
七十四 三・三一ビス (四一ヒドロキシフェニル) ——・三一ジヒドロイソベンゾフラン———オン (別名フェノールフタレイン)
七十五 四・四′一ビピリジル
七十六 --- (四-ビフェニリルオキシ) -三・三-ジメチル--- (-H--・二・四-トリアゾール---イル) -ニーブタノール
(別名ビテルタノール)
七十七 パラーフェネチジン
七十八 フタル酸ジシクロヘキシル
七十九 一・三一プロパンスルトン
八十 N-プロピル-N-[二-(二・四・六-トリクロロフェノキシ) エチル] イミダゾール--カルボキサミド (別名プロクロラ
ズ)
八十一 三一ブロモーーープロペン (別名臭化アリル)
八十二 ヘキサクロロエタン
八十三 ヘキサクロロシクロペンタジエン
八十四 一・四・五・六・七・七―ヘキサクロロビシクロ [二・二・一] ―五―ヘプテン―二・三―ジカルボン酸(別名クロレンド酸)
八十五 ヘキサデシルトリメチルアンモニウム=ブロミド
```

八十六 五一ベンジルー三一フリルメチル= (-RS) ーシスートランスー二・二一ジメチルー三一(二一メチルプロパーーーエニル)

シクロプロパンカルボキシラート (別名レスメトリン)

```
八十七 パラ―ベンゾキノン
```

八十八 ペンタクロロニトロベンゼン (別名キントゼン又はPCNB)

八十九 ペンタデカフルオロオクタン酸アンモニウム

九十 N一メチルアニリン

九十一 六一メチル—一・三一ジチオロ [四・五一b] キノキサリン—二—オン

九十二 二一メチル一五一ニトロアニリン 九十三 メチルヒドラジン

九十四 ニーメチルー・・ー'ービフェニルー三ーイルメチル=(Z)ー三ー(ニークロロー三・三・三ートリフルオローーープロペニ

ル) 一二・二一ジメチルシクロプロパンカルボキシラート (別名ビフェントリン)

九十五 メチル=ベンゾイミダゾールーニーイルカルバマート (別名カルベンダジム)

九十六 四・四' —メチレンビス (N・N—ジメチルアニリン)

九十七 四・四' ―メチレンビス (二―メチルシクロヘキサンアミン)

九十八 硫酸ヒドラジン

九十九 りん酸 (二一エチルヘキシル) ジフェニル

百 りん酸ジーノルマルーブチル=フェニル